

近代天皇帝制における皇后と祭祀儀礼の意義——福羽美静の思想を中心に——

小平 美香

はじめに——「皇后御拝」をめぐる

明治初年神祇行政の中心にあった津和野藩出身の福羽美静（一八三一～一九〇七）は、明治の即位式・大嘗会、四時祭典定則等、宮中祭祀の制定に深く関わった国学者である。福羽が御用掛として関与した明治の大嘗祭に新たに加えられた儀礼には、現代に継承される「皇后御拝」がある。この制定にあたり、神祇大輔として福羽は次のような伺いを出した。

「大祀ノ節皇后御拝ノ儀伺」

大祀ノ儀ニ付伺

一大嘗新嘗上古ニ於テハ／天皇／皇后共ニ御親臨被為在候御儀ニ候処中古以来 後宮凡テ古儀ヲ被失候事多ク就中神祭ニハ不被為携御儀甚以御不体裁ニ付先般伺ノ祭典式ニモ大祭 御親臨ニハ／皇后御拝被為在候御定則ノ通今般ノ大祀／皇后御拝可被為在御至当ノ儀ニ付次第中別紙ノ通奉伺候事（中略）

辛未十一月十二日 門脇神祇少輔／福羽神祇大輔
正院御中

指令闕。（『公文録』明治四年、第一二三卷、神祇省伺）

上古、天皇皇后共に「御親臨」の大嘗新嘗であったが、中古より後宮は神祭に不関与となり「甚だ以て御不体裁」と評されていることは注目される。ここでは皇后祭祀につ

いて上古・中古^②の違いが記されるが、皇后の祭祀内容や祭祀制度については必ずしも明確ではない。^③天皇祭祀としての新嘗と大嘗祭が成立するのは天武・持統朝であるが、近年の大嘗祭の研究では、皇后の関与は「延喜式」に見られず、一代一度の大嘗祭は天皇一人による祭祀であるとされている。^④ではなぜ、近代の大嘗祭に「皇后御拝」が「至当」とされたのか。本報告は、宮中祭祀の立役者である福羽美静が、近代天皇制において皇后の祭祀儀礼に見出した意義を考えるものである。

1 明治初年の皇后祭祀制定

近代の皇后祭祀は、明治四年（一八七一）に制定された「四時祭典定則」のうち「大祭」に位置づけられる「天皇親祭」に伴って行われた。『公文録』所収の神祇省伺いに^⑤よれば、大祭として①元始祭（正月三日）、②皇太神宮遙拝（九月十七日）、③神武天皇祭（三月十一日）、④孝明天皇祭（十二月五日）、⑤新嘗祭（十一月卯日）の五つがあげられる。この大祭のうち重視されたのが、①元始祭、②皇太神宮遙拝、③神武天皇祭で、それぞれの祭祀について神祇省の伺いでは、天祖ノ德澤を崇奉シ^⑥、天孫開國ノ本始ヲ祝シ^⑦（①）、神武ノ創業ヲ追尊ス^⑧と説く。

また新嘗・大嘗祭に関わる重儀「鎮魂祭」は、天皇の身体守護のための神々、すなわちタカミムスヒをはじめムスヒ系の神々を中心とする「八神」を祭神とする。明治四年の鎮魂祭では、福羽が奏上した祝詞の内容から、皇后の鎮魂祭も併せて行われており、これは大嘗祭に新たに「皇后御拝」が加えられたことに対応するものと考えられる。

古代の神祇官には、鎮魂祭を奉仕し、鎮魂祭の祭神を神祇官八神殿でまつる「御巫」という女性神職があり、中宮（皇后）の「御巫」も存在した。しかし近代の神祇官では古代のような「御巫」は復活せず、「天照大神」を祭る平安時代以来の内侍所の女官「刀自」の職を継ぐ「内掌典」が鎮魂祭の「御巫」役を務めた。ムスヒ系の神をまつる「御巫」から天照大神をまつる「内掌典」に鎮魂祭が継承されたのである。祭祀者からも天照大神の祭祀が重視されたことが窺えるが、ここで福羽は内侍所の女官と共にその祭祀を廃止する選択をせず、近代の賢所祭祀へと連続させた。鎮魂祭での「御巫」役を、男性の掌典ではなく内掌典に継承させたのは、天岩戸開の「天鈿女命」にちなみ女性が務める職^⑦という意識があったためであろう。

2 「天祖」祭祀としての大嘗祭

明治の大嘗祭は、大嘗宮が東京府下の人民に対して公開されるなど、宮中のみの閉じられた祭祀から「天下万民」に向けて開かれた側面が新たに加わった。明治四年（二八七二）布告の「大嘗会告諭⁸⁾」には「此大嘗会ニ於ルヤ天下万民謹テ其御趣旨ヲ奉戴シ当日人民休業各其地方産土神ヲ参拜シ 天祖ノ徳沢ヲ仰キ隆盛ノ洪福ヲ祝セスンハ有ル可カラサル也」とあり、「天祖」をまつる大嘗祭が産土神社などを通して天下万民へ広く伝わる事が謳われている。

こうした大嘗祭に連動する動きとして、明治六年（二八七三）に東京府下の天照大神を祀る「神明宮」「神明社」の社号が「不都合」として「社号改正」が郷村社祠官・祠掌に命じられたことがあげられよう。これにより「神明」を社号にもつ府下の社は「天祖」と社号を改めることになる。この「神明」から「天祖」への社号変更は、「大嘗会告諭」に謳われる「天祖ノ徳沢ヲ仰キ」の一節を思わせる。冒頭の「皇后御拜」の伺いでは、四時祭典定則のうち天皇親祭の「大祭」における「皇后御拜」制定を根拠に、大嘗祭の御拜が提案されている。「大祭」と「大嘗祭」が等しく重視される理由が、「天祖」につながる祭祀に由来す

るとすれば、福羽にとつて大嘗祭をはじめとする宮中祭祀への皇后の関わりは、天祖の祭祀を天下万民に広く伝えることを意図した「国民教化」の一環でもあったとは考えられないだろうか。

3 「国民教化」と皇后

『昭憲皇太后実録』によれば明治九年（二八七六）の新年から、天皇皇后に対し、六級以上の在京神道教導職、仏教各宗派教導職の拝賀儀礼が行われている。一方跡見花蹊をはじめとする女性教導職たちと皇后の接点や、女性登用への皇后の発言力が記録に見られる。女性の教導職としては、仏教では伏見宮邦家親王の第三王女であった善光寺大本願の久我誓円、神道では後に昭憲皇太后の女官となる姉小路良子など宮家や公家の娘が、「大講義」に任じられている。これらのことから皇后に対しても女子教育同様、女性教化の要請があったと考えられる。

また、富岡製糸場はじめ皇后の諸学校への行啓供奉など、近代皇后の社会的な活動の背景には、和漢洋の侍読（侍講）らによる「皇后教育」があったことも注目される。侍講の一人として皇后の「学び」を担った福羽は、明治初年皇后の最も近くにいた国学者であった。

侍講による皇后の修学は、宮中に留まることなく、雑誌や本などのメディアを通して人々に伝えられている。皇后の内旨によって明治十年（一八七八）に善行者として「孝子」「節婦」の話を集め『明治孝節録』が出版されたが、その序文に、同書編集に侍講としての福羽の役割が記されている。この『明治孝節録』は各府県におかれた教化の拠点「中教院」にも送られていることが記録されており、皇后の学びは、教育と同様、教化へも展開されていたと考えられる。

新たに加えられた「皇后御拝」は、明治四年（一八七二）の大嘗祭では「御支障」という理由で実現せず、その後も「代拝」が続く。「皇后御拝」記事の初見は、明治五年（一八七二）九月十七日の神嘗祭であり、これ以降「御拝」の記録が見られるようになる。この年の三月には神祇省を廃し国民教化を中心にした「教部省」が置かれ、福羽は神祇大輔から教部大輔となるも五月二十四日に免官、七月に宮内省三等出仕、二等侍講に任じられている。「昭憲皇太后実録」によれば、明治五年福羽は『古事記』『烈女伝』『国史纂論』等を皇后に進講しており、元老院議官に任じられた後の明治九年（一八七六）まで福羽による進講記録は続く。こうしたことから、「四時祭定則」「大嘗祭」における「皇后御拝」を定め、国民教化を担う教部省の大輔を

務めた福羽が、侍講という立場で、皇后へ宮中祭祀への関わりを促した可能性は、十分考えられよう。とりわけ天照大神を重視する福羽にとって、宮中祭祀への皇后の不関与は古儀に反するのみならず、明治初年からの課題である国民への教化という点で「不体裁」ではなかったか。国民教化における皇后の役割は、今後検討されるべき点であろう。

まとめにかえて——福羽美静の「女帝観」へ

明治八年（一八七五）に設置された元老院において、福羽は国憲起草を行う国憲取調委員四名のうちの一人となる。憲法の制定と共に欧州の「王位継承法」をもとに皇位継承を成文化化、制度化する皇室の近代化への過程で、福羽は国典に基づいた皇位継承調査に従事している。明治三年（一八七〇）から国学者によってなされている皇室系譜調査に、福羽が当初から関与していたことに、もつと注目すべきであるという指摘がなされるように、その「帝位継承」条に関する考証の過程からは、「帝室制度」制定の資料として後にも活用される『纂輯御系図』『旧典類纂 皇位継承篇』が刊行されている。

国憲起草の勅を受けて作成された草案であったが、その修正論点の一つは、「帝位継承」に関する条項、すなわち

女性の皇位継承をめぐる可否である。

明治九年（一八七六）の「日本国憲按」¹³（①）から一転、女性の継承を認めない明治十一年七月の草案（②）作成直後に刊行された、『旧典類纂 皇位継承編』（明治十一年八月）には、「女主ノ皇位ヲ継承セシ大意」が附記されている。

ここでは歴史上の女帝について論じられ「本邦ニ於テ女主ノ皇位ヲ継承セシ者、推古天皇ヨリ後桜町天皇ニ至テ総ヘテ八主ナリ、其ノ皇位ヲ継承スルヤ皆已ムコトヲ得ザルニ出ツルナリ」と結論づけられている。ここでは女帝の始まりを推古天皇から数えており、「神功皇后」「飯豊天皇」は含まれていない¹⁴。さらに明治十三年（一八八〇）に上申された最終案の『国憲按』（③）では「若シ止ムコトヲ得サルトキハ女統ヲ入テ嗣クコトヲ得」の一文が加えられ、女統による皇位継承を認めた案となった。

国憲起草の勅語には「我建国ノ体ニ基キ広ク海外各国ノ成法ヲ斟酌シ以テ国憲ヲ定メントス」とある。国憲按の起草に関して、横山由清、黒川真頼ら国学者たちの考証については、既に詳細な研究があるが、国憲取調委員として、当の福羽自身はいったい「我建国ノ体ニ基」づいた「女帝」をどのように考え、それを国憲按にどのように反映させたのか。これを検討することも、今後の福羽研究における課題の一つである。

学習院大学史料館所蔵の福羽美静の史料の中には、帝室制度に関して伊藤博文にあてた意見書の下書きと思しき資料がある¹⁵。

惜哉帝室制度ノ一事ニ至リテハ旧套ヲ脱セス、依然トシテ今尚古ヘノ如キヲ奈何セン、是レ美静ノ日夜憂慮シテ措カサル所タリ、窃ニ惟フニ開国公議内外妥協上下一致ハ皇祖神武以来歴代ノ皇謨ニシテ、君ノ蒼生ヲ待ツ恰モ慈母ノ愛児ニ於ケルカ如ク、今上ニ至リ斯念涌益厚ク則撫慰ノ聖詔日ニ次クト雖モ、該制度ノ整然タルナキカ故ニ、臣民唯至尊ノ尊キヲ知りテ其尊キ所以ヲ究メス、為メニ意ナクシテ時ニ或ハ儀文礼式ニ悖ルモ恬トシテ省ミサル者アルニ至ル（呈伊藤侯爵閣下書 子爵福羽美静）

祭祀儀礼の面から近代天皇制の形成に関与した福羽らしく、儀文礼式への懸念が述べられている。ここで福羽は神武天皇をあげながら、「君と蒼生」すなわち天皇と人民の関係を「親と子」「父と子」の関係ではなく、あえて「慈母と愛児」との関係に譬えている。これは「天祖」にもつながる福羽の天皇観の一端とも考えられよう。

明治三二年（一八九九）に刊行された『明治のをしへ』で福羽美静は、「女子も国家の重任を荷ふて帝室に尽し、帝室も亦之を倚信し賜ひしこと屢々徴すへし」として「国

家の重任」を担って帝室に尽した女性の例として、祭祀の重任を担った「大和姫命（倭姫命）」と共に「日本武尊の妃（弟橘媛）」さらに「神功皇后」を挙げている。¹⁷⁾

「皇后陛下入内の当時より親しく歌文の事に進講し又女学に関する事の御下問に奉答すること数次。又、内廷改正に従事などの事より益親密に学事を講じ、王室の制度に関する事なども申述べたることなり」と『木園福羽美静小伝』に記されるように、福羽は前近代の宮中の女性祭祀を温存、近代に連続させ、皇后教育、女性の教育に深く関わった。国学者・福羽の女性観と共に、「上古」を前例として大嘗祭はじめ天皇祭祀に「皇后御拜」を組み込んだ彼の「皇后観」を考へることはまた、近代天皇制における福羽の「女帝観」を明らかにすることにもつながるであろう。

注

(1) 『昭憲皇太后実録』（吉川弘文館、二〇一四年）では、この伺いの概要を「且ては大嘗祭に天皇・皇后共に親臨ありし上古の例に復し」（上巻、明治四年十一月十七日）と記す。

(2) 帝国学士院編『帝室制度史』（第四巻、帝国学士院、一九四〇年）では、大嘗祭の起源として瓊瓊杵尊の皇妃・神吾田鹿津姫が嘗さいなへしたこと（『日本書紀』第九段一書第

三）を挙げており、福羽はこれを「上古」の例として挙げたと思われる。この文書で中古をどの時代と考えるか、皇祭祀の検証が必要である。

(3) 天皇親祭における皇后「助祭」の内容や制定の研究については、岡村幸子「天皇親祭と皇后」（『ヒストリア』一五七号、一九九七年）、西本昌弘「九条家本『神今食次第』所引の「内裏書」逸文について」（『日本古代の年中行事書と新史料』吉川弘文館、二〇一二年）参照。また、大岡弘「近代皇室祭祀における皇后の御拜と御代拜について」（『神道宗教』二一八号、二〇一〇年）では、近代の「四時祭典定則」中の皇后御拜について、福羽の「西欧文明の積極的摂取」と推測している。

(4) 岡田莊司『大嘗祭と古代の祭祀』（吉川弘文館、二〇一九年）一〇八―一一五頁。

(5) 「元始祭議」「四時祭典定則」（『公文録』明治四年、第一二三巻、神祇省伺）。

(6) 明治二・三年の鎮魂祭は中宮（皇太后・皇后）に対して行われていたが、明治四年の鎮魂祭は「皇后」のみになっている。

(7) 『古語拾遺』には「鎮魂の儀は、天鈿女命の遺跡なり」とある。

(8) 「神祇省ヨリ大嘗会告諭御布告ノ儀伺」（『公文録』明治四年・第六巻『辛未大嘗会雑記』）。

(9) 『跡見花蹊日記』第一卷(花蹊日記編集委員会編、二〇〇五年)には明治六年、女教院での活動について「是ハ成程ヨキ事故、建言成とも一応見度と仰せられ候也。此女子引立の事は、皇后様より御引立に成らねは成らぬ事故、此事は是非申入て行、盛大の様、可取行(致)度」(六七〇頁)と宮内大輔が発言した記録がある。

(10) 西谷成憲「『明治孝節録』に関する研究」(『多摩美術大学研究紀要』一一号、一九九六年)一一一頁。

(11) 国憲取調委員は柳原前光・福羽美静・中嶋信行・細川潤次郎の四名。

(12) 阪本是丸「明治国学の研究課題」(『日本思想史学』二六号、日本思想史学会、一九九三年)一六頁。

(13) 女性の皇位継承をめぐる編纂過程の概略は次の通りである(いずれも第二章帝位継承)。

①『日本国憲按』(明治九年)第二章

第二条 継承ノ順序ハ嫡長入嗣ノ正序ニ循フ可シ尊系ハ卑系ニ先チ同系ニ於テハ親ハ疎ニ先チ同族ニ於テハ男ハ女ニ先チ同類ニ於テハ長ハ少ニ先ツ

第四条 女主人テ嗣クトキハ、其夫ハ決シテ帝國ノ政治ニ干与スル事無カル可シ

②『日本国憲按』(明治十一年七月)

第二条 継承ノ順序ハ嫡長及入嗣ノ正序ニ由リテ太子若クハ其男統ノ裔人テ嗣ク太子男統ノ裔缺クル時ハ太子ノ

弟若クハ太子ノ兄弟ノ男統ノ裔ニ依リテ嫡出男統ノ裔缺クル時ハ庶出ノ子長幼ノ序ニ由テ入テ嗣ク

③『国憲草案』(明治十三年)

第三条 上ノ定ムル所ニ依リ而シテ猶未タ帝位ヲ継承スル者ヲ得サルトキ親王諸王親疎ノ序ニ由リ入テ大位ヲ嗣ク若シ止ムコトヲ得サルトキハ女統人テ嗣クコトヲ得

(島善高編『元老院国憲按編纂史料』国書刊行会、二〇〇〇年、『国憲草案始末』宮内庁書陵部所蔵、一一―五七頁)

(14) 「女主人ノ皇位ヲ継承セシ大意」(黒川真頼・横山由清編『福羽美静閣』『旧典類纂』巻九・十「皇位継承編」)。後に宮内省によつて起草された『皇室制規』の参考資料と考えられる国学者・小中村清矩による「女帝考」(所功「小中村清矩稿『女帝考』」、『産大法学』三一巻三・四号、京都産業大学法学会、一九九八年)では「神功皇后」、「飯豊天皇」(飯豊青)を推古天皇以前の女帝の先例としており、当時「神功皇后」「飯豊天皇」をどのように捉えるかの見解は、国学者の間でも揺れ動いていた。明治十三年十一月には、神祇官から弁官にあて、「飯豊天皇」の崩日未詳のため十二月晦日に祭典を行うことについて評議を求めている(『飯豊天皇御祭典被行度伺』、『公文録』明治三年、第十一卷・庚午十一月・神祇官伺)。

(15) 島善高『元老院国憲按編纂史料』(国書刊行会、二〇

〇〇年)、藤田大誠『近代国学の研究』(弘文堂、二〇〇七年)等。一方、女性・女系天皇をめぐる国学者たちの異なる見解について指摘する研究に、大川真「18・19世紀における女性天皇・女系天皇論」(『SCRAレポート』九〇号、渥美国際交流財団関口グローバル研究会、二〇二〇年)がある。

(16) 「呈伊藤侯爵閣下書 帝室制度制定に関する意見書」(学習院大学史料館蔵)。

(17) 福羽美静『明治のをしへ』(福羽美静読書堂、一八九九)三四頁。

(18) 加部巖夫編『木園福羽美静小伝』(福羽逸人、一九〇八年)七七頁。

付記

* 福羽美静史料の調査については、学習院大学図書館、同大史料館にお世話になりました。ここに記して御礼申し上げます。

* 学習院大学史料館所蔵の福羽美静史料は、目録「旧華族家資料Ⅲ 福羽家史料目録」(『学習院大学史料館紀要』二七号、二〇二一年)で公開された。

(学習院大学非常勤講師)